

目 次

1. 第39回 トラックドライバー・コンテスト大分県大会を開催	3
2. 令和元年度 人材確保育成事業について(ご案内)	5
3. 令和元年度 物流企業合同説明会の開催について	6
4. 2019年度 60分でわかるトラック重大事故対策セミナー	7
5. 令和元年度 労働セミナーの開催について	9
6. 令和元年度 引越基本講習の開催について	10
7. 令和元年度 引越管理者講習の開催について	11
8. 2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の申請状況	12
9. 鉄鋼・重量部会「行政懇談会」の開催	13
10. 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果	14
☆青年部だより	15
☆行政だより	
(1) 夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について	16
(2) トラック輸送における省エネ化推進事業	17
(3) 消費税の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について	19
(4) 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」について	20
☆国税だより	21
☆大分産業機械技能教習所だより	22
☆陸災防だより	
講習案内	23
令和元年度 大分県産業安全衛生大会	25
☆お知らせ	
(1) 新作DVDの紹介	26
(2) ラグビーワールドカップ開催時の交通抑制のお願い	27
(3) 令和元年度 自動車六法	28
(4) 犯罪被害者支援の日「バザー物品提供のお願い」	29
(5) 「時間外労働等改善助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内	31
(6) パワーハラスメント対策の義務化について	33
(7) 新入会員紹介	35
(8) 会員名簿訂正の方のお願い	35
(9) 近代化基金融資にかかる金利について	36
(10) 燃料情報	36
(11) 行事予定表	38
(12) 帳票関係価格変更のお知らせ	39
(13) 帳票関係FAX注文書	40

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

暑中お見舞い
申し上げます

貴社のご繁栄と皆様のご健勝を祈念申し上げます

令和元年 盛夏

公益社団法人 大分県トラック協会

会長 仲浩

副会長 山下 規

副会長 仲摩 一夫

副会長 村本 茂

専務理事 広沢 総

常務理事 益永 浩

外職員一同



第39回トラックドライバー・コンテスト 大分県大会を開催

公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は7月27日、大分県トラック会館において、第39回トラックドライバー・コンテスト大分県大会を開催、3部門、計14名が学科・実技競技を行った。

午前9時から開催された開会式では、仲浩会長のあいさつに続いて、益永浩常務理事から大会の実施要綱などが述べられた。

競技は、はじめに学科競技（交通法規50問・100点、構造機能25問・50点、運転常識25問・50点、試験時間70分）と実科競技（整備点検競技100点、競技時間10分）の計300点満点で行われた。実科競技では、4トン、11トン、トレーラ部門にそれぞれエントリーした選手達が、梅雨明けの炎天下のもときびきびとした動作で整備点検競技に臨んでいた。

競技終了後、表彰式が行われ、各部門入賞者に賞状と賞品が授与された。

今大会の成績優秀者で出場資格を有する者は、10月26～27日に茨城県ひたちなか市の自動車安全運転センター安全運転中央研修所で行われる第51回全国トラックドライバー・コンテストへの出場選手に推薦される。



開会式で挨拶する仲会長



開会式の様子



実科競技の様子

入賞者一覧表

(敬称略)

● 4トン部門

	氏名	会社名	支部名
1位	上村 進	日本郵便輸送(株) 大分営業所	大分東
2位	後藤 健太	(株)シンクラン 大分営業所	大分東
3位	安森 紘一	(株)シンクラン 大分営業所	大分東

● 11トン部門

	氏名	会社名	支部名
1位	吉武 正成	(株)フォレスト・キーパー 本社営業所	西部
2位	友松 幸夫	(株)中津急行 本社営業所	県北
3位	松本 育雄	九州西濃運輸(株) 北大分支店	別杵

● トレーラー部門

	氏名	会社名	支部名
特別賞	安部 啓二	センコー(株) 北九州支店大分営業所	大分東

おめでとう
ございます！

全国大会でも力を発揮して優勝めざして頑張ってください。



入賞した選手の皆さん



挨拶する三宮大会委員長



出場選手全員で記念撮影

令和元年度 人材確保育成事業について（ご案内）

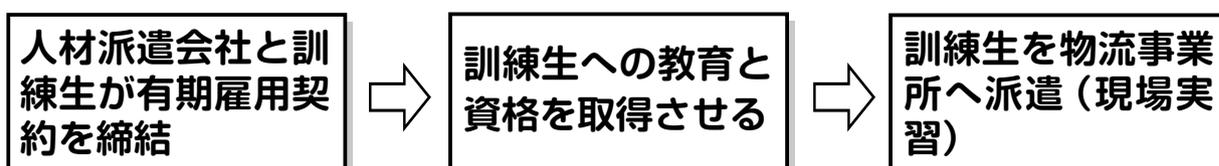
会員のみなさまへ！！ この事業をご活用ください。

1. 事業の内容

物流業界の人手不足対策として大分県が実施する事業で、県から業務委託を受けた人材派遣会社が、訓練生にトラックドライバーに必要な資格を取得させ、物流事業者に派遣し雇用へとつなげる事業です。

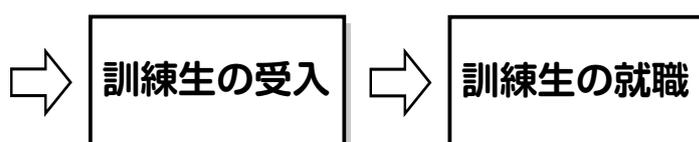
2. 事業のながれ

☞ 県から委託を受けた人材派遣会社の業務内容（期間：10月まで）



- ・ドライバーの基礎知識
 - ・大型または中型一種自動車免許取得
 - ・フォークリフト免許
- ※全て補助事業で訓練生の負担はありません

☞ 会員事業所の取組み（11月ころから）



3. お問い合わせ

株式会社アソウ・ヒューマニーセンター大分支店

TEL 097-535-2300

令和元年度 物流企業合同説明会の開催について

会員事業所におけるドライバー等の人材不足解消の一助とすることを目的に、標記説明会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、参加を希望される会員事業所は、本紙を大分県トラック協会事務局まで（FAX 097-552-1591）ご送付いただきますようお願い致します。

記

- 1 開催日時 令和元年10月6日(日) 13:00～17:00
- 2 会場 大分イベントホール（大分県大分市南春日町12-5）
- 3 参加対象者 転職・就職を希望する方
- 4 参加条件 以下の条件のいずれも満たす企業
○ハローワークへドライバーの求人票を提出している企業
○当日、準備から片付けまでの間ブースへの職員派遣が可能な企業
- 5 企業出展料 10,000円
- 6 内容 ブースにて求職者に対し、企業説明を行う
- 7 その他 開催に際し、事前説明会を開催いたします。なお、案内につきましては、追って送付いたします。

令和元年度 物流企業合同説明会 参加申込書

令和元年度物流企業合同説明会に申込みします。

会社名 _____

役職・担当者名 _____

連絡先 TEL () _____ - _____ FAX () _____ - _____

Mail _____

2019 年度

60 分でわかるトラック重大事故対策セミナー

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当協会では、交通安全に関する施策の一環として、下記セミナーを実施いたします。
ご多用の折とは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

セミナーの概要

交差点事故は、事業用トラックが引き起こす事故の中で、交通弱者である歩行者や自転車を巻き込むことが多く、死亡事故につながりやすい事故です。

一方、追突事故は、事業用トラックが引き起こす人身事故全体の約半数を占め、ひとたび起きた場合、特に高速道路では、相手のみならずドライバー自身の死亡につながりやすい事故です。

本セミナーでは、「交差点事故」と「追突事故」を中心テーマに、ドライブレコーダの映像を活用して事故の重大性について理解していただくとともに、出席者同士の小グループでの情報交換をおこない、自社での参考になるヒントをみつけていただくことを目指しています。

- 1 日 時 2019年8月22日(木) 13:30~16:30
○第1部：セミナー(1時間程度)
○第2部：小集団での情報交換(1.5時間程度)※
※ 第2部では、出席者の中から情報交換の進行役を決める予定です。
- 2 場 所 大分県トラック会館 5階「大会議室」
- 3 講 師 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
※ 全日本トラック協会「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」等の制作受託事業者
- 4 対象者 経営者および管理者(現場での安全を管理される方)
- 5 受講料 無料
- 6 募集人数 定員40名(先着順。定員になり次第、〆切ります)
- 7 申込方法 裏面「参加申込書」にご記入の上、8月16日(金)までにFAXでご返信ください。
- 8 主 催 (公社)全日本トラック協会／(公社)大分県トラック協会(共催)
- 9 その他 2020年度「Gマーク」更新・新規取得時の評価加点対象セミナーです。

令和元年度 労働セミナーの開催について

標記セミナーは、職場の労務管理、労働環境の改善、労災事故防止、特には健康起因事故防止を目的として、下記の日程で開催します。

記

◆**豊肥ブロック**（県南支部〈豊肥分会〉）

日時 令和元年8月2日(金) 13時30分～15時00分

場所 「エイトピアおおの」2階 第一会議室 豊後大野市三重町字内田878番地

◆**久大ブロック**（西部支部〈日田・玖珠分会〉）

日時 令和元年8月8日(木) 13時30分～15時00分

場所 「日田市総合体育館」2階 図書視聴覚室 日田市田島3丁目29番

◆**県北ブロック**（県北支部〈宇佐・豊後高田分会〉）

日時 令和元年8月23日(金) 13時30分～15時30分

場所 「宇佐市さんさん館」2階 会議室 宇佐市大字四日市391-10

◆**大分ブロック**（大分西・大分東・別杵支部）

日時 令和元年9月18日(水) 13時30分～15時30分

場所 「大分県トラック会館」5階 大会議室 大分市向原西1-1-27

◆**県南ブロック**（県南支部〈臼津・佐伯分会〉）

日時 令和元年9月20日(金) 13時30分～15時30分

場所 「津久見市民会館」1階 第一会議室 津久見市大字津久見浦3825番地の100

※詳しくは、大ト協第72号、大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

（公社）大分県トラック協会 宛

（FAX 097-552-1591）

令和元年度 労働セミナー参加申込書

8月（ ）日開催の（ ）ブロックのセミナーに参加します。

9月（ ）日開催の（ ）ブロックのセミナーに参加します。

事業所名 _____

参加者名 _____

令和元年度 引越基本講習の開催について

利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした引越基本講習を下記のとおり開催いたします。

本講習は、「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっている引越管理者講習を受講するために必要な講習となっております。

記

1. 日 時 令和元年9月24日(火) 10時00分～16時00分 (予定)
受付 9時30分～
2. 場 所 大分県トラック会館 3F 中会議室
3. 受講対象者 引越業務実務経験者 (予定される方も含む)
4. 講習内容 引越業界の現状について／標準引越運送約款の解説 等 (仮題)
5. 受講費 受講者1名につき 1,500円 (引越部会員は、当部会で負担いたします。)
6. 持ち物 筆記用具(講習最後にテストを行いますので、赤ペンもご持参下さい。)
7. 申込期日 令和元年9月17日(火)

【問い合わせ先】

(公社) 大分県トラック協会
担当：佐藤、岡部
T E L 097-558-6311
F A X 097-552-1591

令和元年度 引越管理者講習の開催について

利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした引越管理者講習を下記のとおり開催いたします。

なお、本講習修了者の事業所への配置は「引越事業者優良認定制度」の認定要件となっております。

記

1. 日 時 令和元年9月25日(水) 10時00分～16時00分 (予定)
受付 9時30分～
2. 場 所 大分県トラック会館 3F 中会議室
3. 受講対象者 平成17年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方
※平成28年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新(再受講)が必要になります。
4. 講習内容 標準引越運送約款の改正について/家電4品目等の処分について
紛失、損傷、遅延に係わる賠償の対応について(グループ討議)
5. 受講費 受講者1名につき1,500円(引越部会員は、当部会で負担いたします。)
6. 持ち物 筆記用具 顔写真(指定サイズの写真をご用意下さい)
 名刺(複数枚)
 引越基本講習テキスト(基本講習で使用した平成31年4月発行のもの。テキストをお持ちでない方は会場にて配布致します)
 自社で使用している見積書(様式)
7. 申込期日 令和元年9月18日(水)

【問い合わせ先】

(公社)大分県トラック協会
担当:佐藤、岡部
T E L 097-558-6311
F A X 097-552-1591

2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の申請状況

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、「2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」として、2019年7月1日(月)から7月12日(金)までの申請受付期間中、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（各都道府県トラック協会）を通じて、9,448事業所（新規申請1,577事業所、更新申請7,871事業所）を受理、大分県下の会員事業所からは、87事業所（新規申請15事業所、更新申請72事業所）が申請いたしました。

「2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」の審査結果は、評価基準に基づき審査が行われ、本年12月中旬に認定・公表される予定です。

当協会では、関係荷主団体等へ認定事業所を優先的に利用して頂くよう大分運輸支局と共同で要望活動を行っていますので、会員事業所におかれましては、積極的に取得して頂きますようお願いいたします。

また、2020年度取得を目指す会員事業所で、申請要領等ご不明な点等がございましたら、大分県トラック協会適正化事業課へお問い合わせ下さい。

◎公益社団法人 大分県トラック協会 適正化事業課 TEL 097-558-6311



Gマークは、国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（公益社団法人全日本トラック協会）が認定する「安全性優良事業所」のシンボルマークです。

鉄鋼・重量部会「行政懇談会」の開催

大分県トラック協会鉄鋼・重量部会（三浦政人部会長）は、7月8日(月)大分県トラック会館において行政懇談会を開催した。

会には、大分県土木建築部港湾課八坂ポートセール推進監をむかえ、「九州の東の玄関口としての拠点化戦略とRORO船航路について」講話を頂くとともに、意見交換を行い、部会員からRORO船の活用方法や、法改正等について様々な意見や要望が出され、充実した懇談会となった。



八坂講師



三浦部会長



講演風景

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和元年7月に実施された結果についてご報告致します。

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大分西	中央西	7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	6社	10人	7月10日
		7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	7社	8人	7月19日
	大分南	7:30~8:00	由布市庄内町 由布市役所横交差点	4社	7人	7月19日
大分東		7:30~8:00	大分市 大分東警察署前	13社	14人	7月10日
		7:30~8:00	大分市 大分東警察署前	雨天中止		7月19日
別 杵	杵 築	7:30~8:15	日出町 佐尾交差点他	13社	30人	7月10日
県 北	中 津	7:45~8:15	中津市 スーパー細川沖代店前	13社	10人	7月10日
	宇 佐	7:45~8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	8社	8人	7月10日
	中 津	7:45~8:15	中津市 スーパー細川沖代店前	11社	12人	7月19日
	宇 佐	7:45~8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	9社	9人	7月19日
西 部	玖 珠	7:30~8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	15社	16人	7月10日
	日 田	7:30~8:00	日田市 玉川交差点	12社	13人	7月19日
県 南	臼 津	11:00~11:30	臼杵市 臼杵警察署前	雨天中止		7月19日
	佐 伯	7:30~8:00	佐伯市 佐伯警察署前	9社	10人	7月19日

※令和元年7月30日現在 報告受理分のみ列記

街頭啓発活動の様子



西部支部日田分会



県北支部
中津分会



県北支部宇佐・高田分会



西部支部玖珠分会



別杵支部
日出分会



県南支部佐伯分会



大分西支部
中央西支部



大分西支部
大分南分会

青年部だより

「九州各県運輸青年部代表会議及び九州地区運輸青年部連絡協議会第2回役員会」の開催

大分県トラック協会青年部の佐藤政信会長、藤原伸良副会長、大野貴照副会長、藤野浩一実行委員長、小河勇貴委員長、荻本豪人委員長は、7月19日(金)に大分市「ホテル日航大分オアシスタワー」にて開催された、標記会議に出席した。

代表会議では、第2回役員会の運営方法や令和元年度事業について協議がなされ、九州ブロック単位での青年部研修会を開催することが承認された。役員会では、「任期満了に伴う役員の選任について」「令和元年度事業計画(案)及び収支予算(案)について」「令和元年度全ト協青年部会九州ブロック大分大会について」「次回役員会の開催日程について」協議がなされ、本年度の九運青協会長に大運会の佐藤政信会長が就任した。

次回役員会は、熊本県で10月に開催する予定である。

「行政懇談会」の開催

大分県トラック協会青年部は、7月19日(金)大分市「大分県トラック会館」において、標記会議を開催した。

会には来賓として、大分県土木建築部港湾課から八坂ポ



行政懇談会の様子

ートセールス推進監に参加いただき、「九州の東の玄関口としての拠点化戦略とRORO船航路について」説示をいただいた。意見交換においては、RORO船の利用荷主への助成実績やRORO船による輸送量に関する質問があがるなど、大変有意義な会となった。



佐藤会長



八坂ポートセールス推進監

第3回「役員会」の開催

大分県トラック協会青年部は、7月29日(金)大分市「大分県トラック会館」において標記会議を開催した。

会議では「トラックの日」記念イベントや勉強会、全ト協青年部会「九州ブロック大分大会」、チャリティゴルフコンペ、物流出前講座等について協議がなされ、参加した会員からは様々な意見が出された。

夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について

今般、国土交通省自動車局長より、夏期の多客期（令和元年7月20日～9月1日）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想されることから、下記に掲げる項目に関し、テロ対策の徹底を図るよう要請がありました。

つきましては、貴職におかれましてもトラック運送事業における輸送の安全確保、テロ対策の徹底を図っていただきますよう、周知徹底方をお願い申し上げます。

テロ対策の徹底について

【トラック】

- 営業所・車庫内外の巡回
- 終業後のドアロックの徹底
- 営業所等における不審な荷物の発見時及び不審者情報等の警察への連絡の徹底
- 配送先から荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合の荷物に触れない旨の注意喚起、荷物の状態に応じた速やかな引き取り、警察への連絡の徹底
- 放射性物質等危険物輸送における安全管理の徹底
- テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認

本内容は全ト協ホームページにも掲載しています。

HOME > 会員の皆様へ > 安全対策 > 夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について

(国土交通省)

本事業は、経済産業省及び国土交通省の連携による国庫補助事業です。

令和
元年度



貨物輸送事業者と荷主の連携等による 運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金

トラック輸送における省エネ化推進事業

車両動態管理システム
予約受付システム等 を活用したトラック事業者と荷主との連携による輸送効率化の実証

【事業概要】

トラック事業者が単独で行う省エネ化の取組には限界があるため、トラック事業者と荷主が連携して物流全体の効率化を図り、省エネ化を推進していく必要があります。

そこで、本事業では、トラック事業者の車両動態管理システム及び荷主の予約受付システム等の導入に対する補助を実施し、当該システムを活用したトラック事業者と荷主との連携による輸送の効率化の実証を行います。

- ・荷主：本事業では、貨物を引き渡す者（発荷主）、受け取る者（着荷主）
又は貨物の輸送を請負わせる者（元請事業者）とする。

補助対象となるポイント

【補助対象】

- ① トラック事業者への車両動態管理システムの導入・活用
 - ・今年度はデジタコ導入型に加え、GPS車載器導入型(デジタコの導入の必要なし)も対象
 - ・過年度の「トラック輸送における省エネ化推進事業」の交付を受けた補助事業者も申請可
- ② 荷主への予約受付システム等の導入・活用
 - ・予約受付システム等：予約受付システム、ASNシステム、受注情報事前確認システム、パレット管理システム、パレタイズシステムが対象
 - ・今年度は荷主単独の申請も可（但し、荷主連携を実施する車両の確保は必須）

【実施内容】

トラック事業者と荷主が連携して、輸送の効率化策(省エネ化)を実施

【実施成果】

省エネルギー効果1%以上の達成が必要
トンキロあたりの燃料使用量の改善率で評価する。

スケジュール等

【受付期間】 下記期間の消印有効

1次公募：令和元年7月24日(水)～8月6日(火)

2次公募：令和元年8月7日(水)～8月20日(火)

3次公募：令和元年8月21日(水)～9月3日(火)

【事業完了期限】 令和2年1月10日(金)まで

【予算額】 約39.5億円※

(1次公募：25億円、2次公募：10億円、3次公募：4.5億円)

※車両動態管理システム及び予約受付システム等の総額。

但し、車両動態管理システムのうちGPS車載器導入型の予算枠は1億円程度。

事業の流れ

申請時

- ・ 車両動態管理システムや予約受付システム等を活用した実施計画を作成・申請

連携前

- ・ 各システム等を導入し、荷主連携前の自己診断データを取得
- ・ 上記データを基に、自己診断（現状分析・課題抽出）を実施

荷主提案

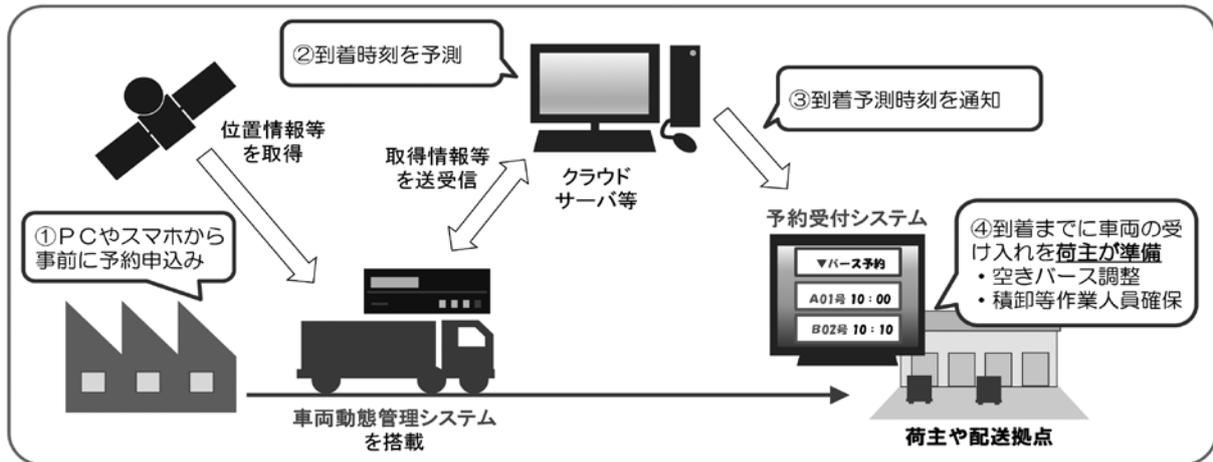
- ・ 課題解決に向け、輸送の効率化の観点での荷主との連携策を提案

連携後

- ・ 荷主連携後のデータを取得&自己評価を報告
- ・ 各システム等を活用した車両全体で1%以上の省エネ効果を達成

荷主連携策のイメージ（例）

- 「到着予測時刻の通知による事前の車両受け入れ準備の提案」の実施例



上記①～④の連携実現により

荷待ち時間減少 ⇒ アイドリング待機時間減少 ⇒ 省エネに効果！

補助対象及び補助率

システム		補助率
車両動態管理システム (トラック事業者向け)	クラウド型	1 / 2 以内
	メモリーカード型	1 / 3 以内
予約受付システム等 (荷主向け)		1 / 2 以内 (補助金上限額の設定あり)

※ 詳細については、補助事業ホームページ (<https://www.pacific-hojo.jp/>) に掲載の公募要領をご確認ください。

【お問い合わせ先】

パシフィックコンサルタンツ株式会社 陸上輸送省エネ推進事業事務局

メールアドレス : dotai_hojokin@01.pacific-hojo.jp

電話 : 03-5280-9501

平日9時～17時 (12時～13時は除く)

休業日 : 土日祝・年末年始

消費税の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

本年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることとされており、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が制定・施行されました。

下記のガイドラインを参考に遺漏のないようお願いします。

参 考

○内閣府ホームページ（消費税転嫁対策）

<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/>

○公正取引委員会ホームページ（消費税転嫁対策コーナー）

<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>

○消費者庁ホームページ（消費税転嫁対策特別措置法）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/

○別添2 「「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報へのご協力をお願い（協力要請）」の別添1から4の資料

●別添1 消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）

https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/181128_guisline.pdf

●別添2 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方

https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/181128_guidline.pdf

●別添3 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190329_0004.pdf

●別添4 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（10%引上げ対応版）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190515_0001.pdf

「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」について

今般、国土交通省において、自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」が策定され、国土交通省自動車局長より通達が発出されました。

つきましては、自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患に係る検査の受診や治療の必要性について理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、心臓疾患・大血管疾患による事故防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用くださいますよう、お願いいたします。

なお、心臓疾患・大血管疾患に対する代表的なスクリーニング検査のうち、「運動負荷心電図検査」、「頸動脈超音波検査」については、一定の要件がありますが、無料の労災二次健康診断で受診することができます。

- **【通達】**「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」について
http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kenko_kanri/guideline201907.pdf
- 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」本編
<http://www.mlit.go.jp/common/001298073.pdf>
- 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」概要版
<http://www.mlit.go.jp/common/001298068.pdf>
- **【報道発表】**「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000382.html
- 労災の二次健康診断（無料）のご案内（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-1.html>
- **【参考】**平成30年2月「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の必要性と活用～」について
http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kenko_kanri/nokekkann_guideline.html

●国 税 だ よ り

○10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目は、大きく分けて

- ①飲食料品(酒類・外食等を除いたもの)、
- ②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)の2つです。

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方は、帳簿や請求書等を税率ごとに区分して作成する必要があるほか、レジやシステムの導入・改修・入替えが必要になる場合もありますので、早めのご準備をお願いします。

軽減税率制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度」をご覧ください。

○財産を相続したとき

亡くなられた方(被相続人)の財産を、民法の規定により相続や遺贈によって取得した場合、各相続人等が相続や遺贈によって取得した財産の価額(非課税財産の価額を除く)と、過去に被相続人から相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額から債務や葬式費用の金額を控除し、相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算した「正味の遺産額」の合計額が基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

なお、基礎控除額は、 $3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$ により計算した

金額とされています。

また、相続税の申告及び納付の期限は、被相続人が死亡したことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内となっています。

おって、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に法定相続人の数や個別の財産・債務の金額等を入力することにより、相続人の申告手続の要否について判定することができる「相続税の申告要否判定コーナー」が開設されているほか、相続税申告書の記載の仕方について分かりやすく解説した「『小規模宅地等の特例』と『配偶者の税額軽減』を適用した相続税申告書の記載例」等が掲載されていますので、是非ご利用ください。

○大分税務署 (電話 097-532-4171) ※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和元年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	9月	10月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	97,200	4,482	3日～6日と 9日～10日	
		実技のみ	6日	9H	88,560			
技 能 講 習	車両系建設機械 整地・運搬等 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	48,600	1,400	2日～3日 18日～19日	1日～3日
			3日					
		全科(学科・実技)	6日	38H	91,800	1,400	6日と 9日～13日 20日と 24日～27日と 30日	7日～11日と 15日 18日～21日と 23日～25日と 28日
		車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	16,200	1,540	2日 17日	7日 21日
		車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	34,560	1,540	3日～4日	9日～10日 30日～31日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者 普通運転免許所持者 普通運転免許なし	2日	12H	36,720	1,850	10日～11日 24日～25日	15日～16日 29日～30日
			3日	14H	37,800	1,850	10日～12日	15日～17日
			3日	17H	46,440	1,850	24日～26日	29日～31日
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者 免除なし	3日	16H	41,040	1,340	4日～6日 25日～27日	8日～10日 29日～31日
			3日	20H	45,360	1,340		
玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者 免除なし	3日	15H	19,440	1,645	11日～13日	2日～4日 23日～25日	
		3日	19H	23,760	1,645			
フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	16,200	1,620	2日と6日 17日と24日	15日と21日	
		4日	31H	29,160	1,620	1班	2日～5日 17日～20日	15日～18日
						2班	2日と 9日～11日 17日と 25日～27日	15日と 23日～25日
		5日	35H	30,240	1,620			
シヨベローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし) 大型・中型・普通運転免許所持者	2日	11H	15,120	1,836	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。		
		5日	31H	31,320	1,836			
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5ト未満)		2日	13H	11,880	1,645		7日～8日 28日～29日
	小型車両系(機体質量3ト未満)		2日	13H	11,880	1,340	19日～20日	31日～11月1日
	ローラー(制限なし)		2日	10H	11,880	1,340	11日～12日	1日～2日 23日～24日
	フォークリフト(最大荷重1ト未満)		2日	12H	11,880	1,620		
	職長・安全衛生責任者教育		2日	14H	11,880	1,512	18日～19日	17日～18日
熱中症予防労働衛生教育		1日	3.5H	4,320	1,404			

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。

建設労働者確保育成助成金(大分労働局 大分助成金センター)

- 1 中小建設事業主であること。
- 2 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
- 3 受講者が被保険者であること。
- 4 労働保険料を滞納していないこと。

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 大分産業機械技能教習所

〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246

FAX (097) 554-2248

陸災防だより

令和元年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。(2ヶ月前から受付開始)

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号 | 10月24日(木)・25日(金)
1月23日(木)・24日(金) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員各30名) | 終了しました |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員各30名) | 9月13日(金) |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員各20名) | 10月4日(金) |

※各々定員になり次第締め切ります。

【受講料等のご案内】

講習名	受講資格	受講料(税抜)	テキスト代(税抜)
はい作業主任者	(はい付け、はい崩し実務経験3年以上)	8,000円	1,450円
積卸し作業指揮者		7,000円	1,750円
車両系荷役運搬機械		7,000円	1,750円
交通労災防止管理担当者	(要：運行管理者基礎講習修了証の写)	5,000円	1,450円

※上記金額は**税抜表示**です。お振込の際は、**講習日の消費税法に基づく税率**を含んだ金額をお振込みください。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講 年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番 号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現住所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務 先	所在地	〒 [][][] - [][][][]	TEL	- -
			FAX	- -
	フリガナ 名称		※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代	合計	円	

令和元年度 大分県産業安全衛生大会

令和元年7月2日(火)、大分市コンパルホールにおいて、大分労働局主唱、大分県労働災害防止関係団体連絡協議会(代表幹事:(一社)大分県労働基準協会)主催により、経営者や安全衛生担当者等約360名が参加し、大分県産業安全衛生大会が開催された。

冒頭、参加者全員による労働災害物故者への黙祷が捧げられ、引き続き、大分労働局の坂田善廣局長及び大分県労働基準協会の杉原正晴会長による安全衛生表彰が執り行われた。

基調報告では、大分労働局労働基準部健康安全課の利光俊浩課長から「労働安全衛生行政の動向」、日本労働安全衛生コンサルタント会大分支部の岡光一氏から「職場における受動喫煙防止」について説明があった。特別講演では、日本製鉄(株)安全推進部の朱宮徹部長が「対話型安全パトロールでリスク抽出と作業者の安全意識向上を目指す」を演題に講演された。



【特別講演】 講師：日本製鉄(株)朱宮徹氏



令和元年度 安全衛生表彰の受賞者の皆さん

～ラグビーワールドカップ開催時の交通抑制のお願い～

ラグビーワールドカップの試合日5日間は、4万人近くの観戦客のバス輸送や交通規制等により、大分市内では大変な混雑が予想されます。

そこで、皆さまには大会当日の渋滞緩和のため、以下の取り組みをお願いします。

■事業者の皆さまへ

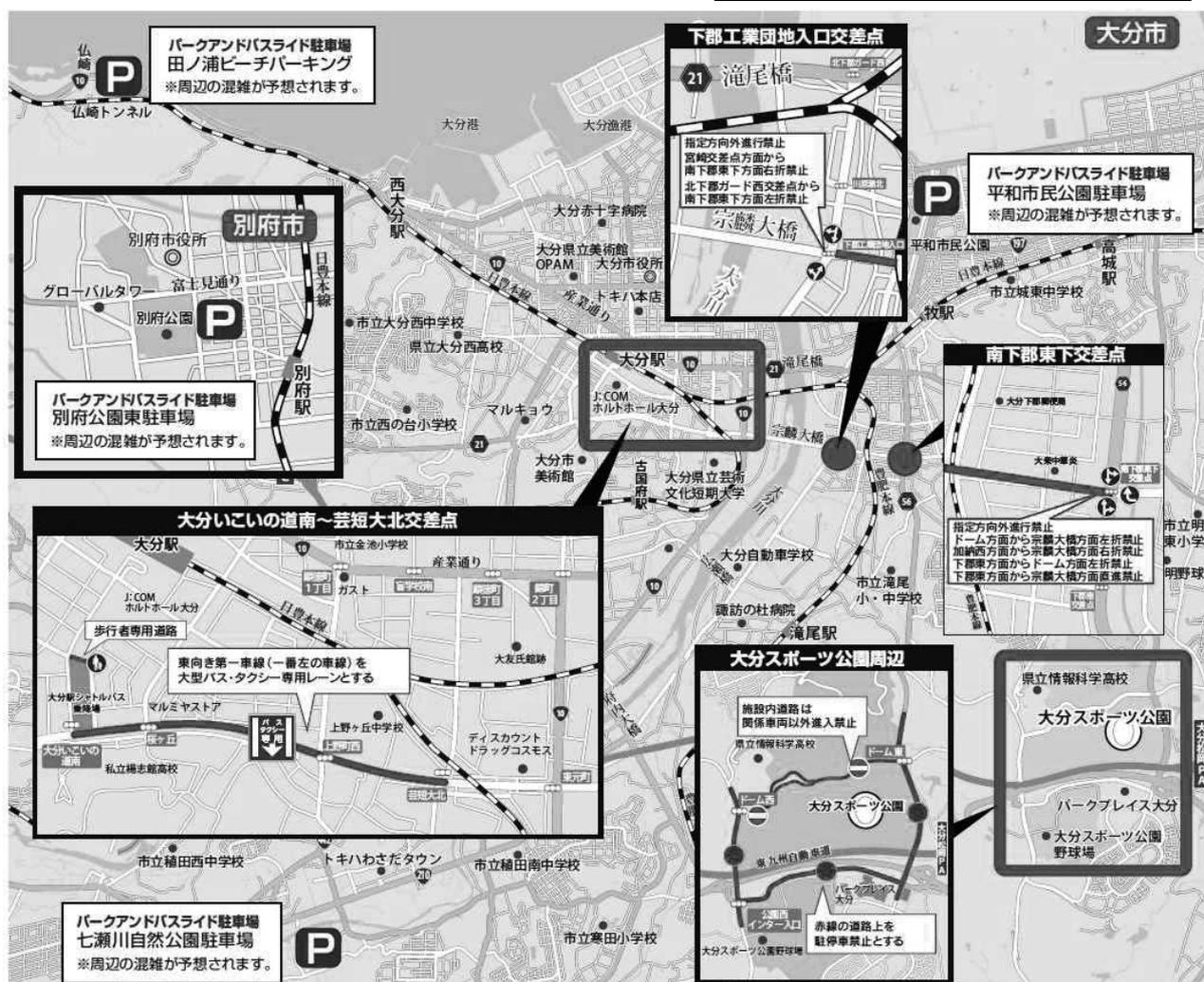
- ・大分市中心部や会場周辺を通過しない社用車のルート調整
- ・夜間、早朝等への配送時間帯のシフト
- ・従業員の試合日有給休暇取得の推進等

■県民の皆さまへ

- ・マイカー通勤の自粛（公共交通機関の利用）
- ・大分市中心部や会場周辺への自家用車の乗り入れ自粛

交通規制時間

10/ 2 (水)	14:00～24:00
10/ 5 (土)	9:00～19:00
10/ 9 (水)	13:30～23:30
10/19 (土)	11:00～21:00
10/20 (日)	11:00～21:00



※その他、不明点については、『ラグビーワールドカップ2019™日本大会 大分開催お問い合わせセンター』にお尋ねください。

TEL : 0570-200-165

✉ : oitarugby@tabiorder.jp

開設期間 : 7/1 (月) ~ 11/2 (土) 9:00~17:00

※大分での試合開催日等は延長します。

大会情報や会場へのアクセスの詳細については、ホームページで随時情報発信しています。

大分ラグビー情報

検索

最新版!! 令和元年6月27日販売決定!
運送事業者・運行管理者・受験者必読・常備!

令和元年版 自動車六法

自動車法規研究会編

本体5,500円+税(送料実費)

収録法令

- ❑道路運送法事業法関係:【運送法】:【運輸規則】:【事故報告規則】:【告示】
- ❑車両法関係:【車両法】:【点検基準】:【保安基準】:【保安基準告示】
- ❑道交法関係:【道交法】
- ❑労基法関係:【労基法】:【労働改善基準】:【労働安全衛生法・施行令】

主な改正・内容

<貨物・旅客共通>

- ・働き方改革を推進するための労働基準法、労働安全法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法等の一部改正
- ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う労働安全衛生規則の一部改正
- ・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正
- ・労働時間等設定改善指針の一部改正

<旅客>

- ・旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正
- ・旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部改正
- ・特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部改正

<貨物>

- ・国土交通省令第2号による貨物運送事業法 運輸安全規則の一部改正
- ・規制の適正化、事業者が遵守すべき事項の明確化、荷主対策の深度化等を行うための貨物運送事業法の一部改正
- ・貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正
- ・貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部改正
- ・スベアタイヤ落下事故を受けた自動車点検基準の一部改正

<その他>

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の一部改正
- ・放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正
- ・自動車整備事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部改正
- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正
- ・道路交通法施行規則の一部改正

(株)輸送文研社 TEL 03-3861-0291 FAX 03-3861-0295

犯罪被害者支援の日

バザー

物品提供のお願い

当センターでは、『犯罪被害者支援の日（10月3日）』キャンペーンとして、毎年バザーを開催しております。

今年も、9月14日（土）、大分市竹町ドーム広場にて、バザーを開催いたします。つきましては、皆様のお手元に不要になった品々がありましたら、ご寄付を頂けると有難く存じます。

バザーの収益金は、当センターの犯罪被害者支援活動のため、大切に役立たせていただきます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

たとえばこんな物を集めています

- 衣料品
- 日用雑貨
- 食器・陶器・台所用品
- タオル・シーツ類
- 石鹸類
- 書籍（絵本・文庫等）
- おもちゃ・ぬいぐるみ
- その他（商品として販売可能なもの）

中古品はご遠慮
ください



新品又は未使用の物品をお願いいたします

※まずは、裏面FAX申込書又はお電話にてご連絡をお願いいたします。

皆様のご協力よろしくお願いいたします。

F A X 送 信 票

令和元年 月 日

公益社団法人

大分被害者支援センター 行

FAX 097-532-7776

(ご住所)

(お名前・団体名)

(連絡先)

次のとおり、バザー提供品を用意するので連絡します。

品 目 (内容等を簡単に記載してください。)
数 量 (段ボール箱〇箱等記載してください。運搬用車の参考にします。)
引き取り希望日時・場所
○ 日 時 (ご希望の日時を記入してください。)
○ 場 所 (ご希望の場所を記入してください。)
担当者・電話番号 (差し支えなければお知らせください。)
その他連絡事項

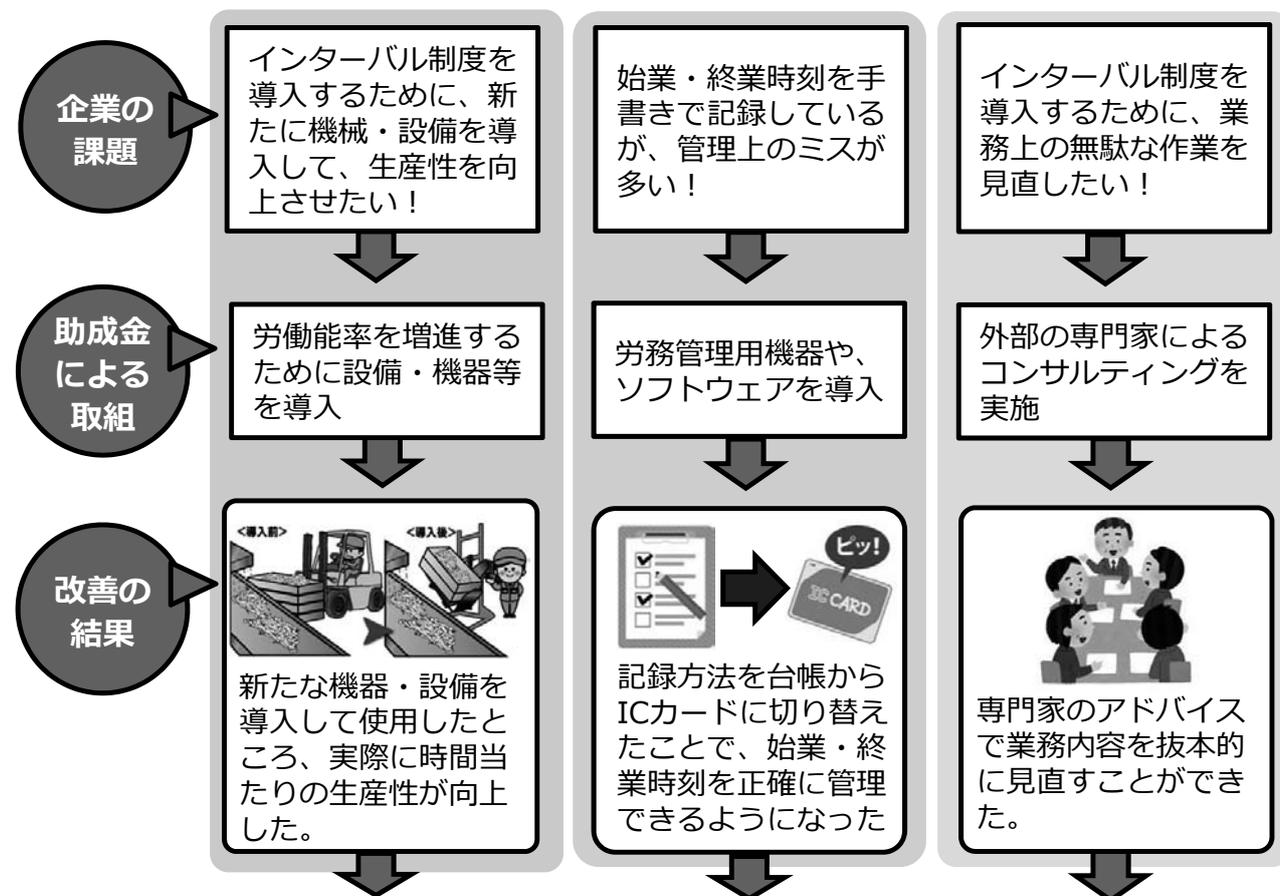
申込み締切日 令和元年8月30日(金)

「時間外労働等改善助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務**となりました。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上などを図ることにより、勤務間インターバルを導入 !!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または **雇用環境・均等室** におたずねください。

【本コースを今年度活用される事業主、又はこれまで支給を受けた事業主の方へ】

- ▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆様を支援する人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）が創設されました。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。

詳細は以下のHPをご参照ください。

（時間外労働等改善助成金とは窓口が異なります。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313_00001.html



勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、次の①から③のいずれかに該当する事業場を有する中小企業事業主(※1)であること

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

- **新規導入**【対象事業主が①に該当する場合】
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主が②に該当する場合】
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること
- **時間延長**【対象事業主が③に該当する場合】
所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1により、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休息時間数に応じたものになります。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休息時間数 (※4)	補助率 (※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休息時間数 (※4)	補助率 (※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
11時間以上	3/4	50万円

(※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※5) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は11月15日(金))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は2月3日(月))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



(2019.5)

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teiqi.html>

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

優越的な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する国・**事業主・労働者の責務が明確化**※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))
※ セクハラ等は行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努める**こととされます
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます
※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

お問い合わせ先 **都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)** 受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

○ ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

○ ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

 都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日	代表者名	種別	営業所の位置	車両数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
ウインズトランスポート(株) 九州営業所 令和1年7月9日	濱田 英樹	一般	大分市横尾東町1丁目21-9 フレグランス大東A	5		1		6	097-576-7350 097-576-7351
(株)マルストランスポーターション 大分営業所 令和1年7月10日	井上 真之	一般	佐伯市弥生 大字井崎247番地	1	4	1		6	0972-30-1000 0972-30-1001
颯運送(株) 令和1年7月10日	松成 真大	一般 利用	日田市大字川下723番地7	5				5	0973-27-7233 0973-27-7232

会員名簿訂正方のお願ひ

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
1	(株)トキハ物流サービス 柏井 幸憲	中村 哲也	代表者の変更
3	(有)ビッグウェーブカワサキ 川崎 徳則	(株)ビッグウェーブカワサキ 甲斐 一徳	名称の変更 代表者の変更
5	(株)ダイヤモンドライン	(株)さんふらわあ物流	名称の変更
8	(株)フェリーさんふらわあ 井垣 篤司	赤坂 光次郎	代表者の変更
8	(株)葵 原田 勝彦	原田 隆雄	代表者の変更
18	南九州センコー(株)大分営業所 古庄 正治	諫山 光一	代表者の変更
26	(株)エヌエスユー物流サービス	(株)NSU物流サービス	名称の変更
26	(株)ロード・ライン	(株)NSUロード・ライン	名称の変更

近代化基金融資にかかる金利について

標記について下記の通り改定いたします
記

1. 貸付利率

	現 行 (改定前)		改 定 後	
	組 合 貸	構 成 員 貸	組 合 貸	構 成 員 貸
1 年 以 上 ～ 3 年 以 内	1.00%		0.95%	
3 年 超 ～ 7 年 以 内				
7 年 超 ～ 10 年 以 内				

2. 実施日

令和1年7月10日

燃 料 情 報

令和元年6月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最 高	最 低	平 均
スタンド平均	125.0	99.5	112.2
ローリー平均	117.0	94.0	99.1
カード平均	117.7	99.0	104.3

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	11	34.4
出 光	6	18.8
昭 和 シ ェ ル	4	12.5
エクソンモービル	1	3.1
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	4	12.5
そ の 他	6	18.8
合 計	32	100.0

区分		月	18年	8	9	10	11	12	19年	1	2	3	4	5	6
		7	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
スタンド 平 均	大 分	113.2	115.6	116.5	119.8	116.5	109.3	106.4	109.4	108.8	112.9	114.3	112.2		
	全 国	109.9	109.4	111.9	116.1	112.1	104.9	102.8	103.7	106.8	108.2	109.7	105.3		
ローリー 平 均	大 分	104.2	104.1	106.4	110.2	104.8	96.5	95.9	97.9	101.2	103.2	102.6	99.1		
	全 国	102.8	102.1	104.4	108.8	103.0	95.1	92.3	94.9	97.3	100.1	101.2	96.1		
カード 平 均	大 分	110.0	107.8	110.6	116.5	110.3	103.5	100.7	101.4	105.5	107.2	109.2	104.3		
	全 国	108.8	108.2	110.1	115.0	110.8	102.5	100.4	101.8	105.1	106.3	107.8	104.3		

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ (消費税抜きの価格)

注) スタンド: スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (2019年6月)

2019年7月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2019年5月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	106.57	97.74	104.51

2019年5月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX日 鉱 日 石	103.86	96.59	104.20
出 光	107.25	96.91	106.29
昭 和 シ ェ ル	109.33	97.06	102.38
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	110.67	95.85	100.83
そ の 他	108.21	100.06	105.70

2019年5月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	106.62	97.53	104.83
30～50キロリットル未満		99.24	98.75
50～100キロリットル未満	105.00	96.59	
100キロリットル以上			

2019年5月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	102.50	97.04	102.54
30～60日 未 満	109.66	98.07	105.04
60 日 以 上	107.97	97.34	105.90

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2019年2月	106.33	96.65	102.73
2019年3月	108.63	99.34	105.46
2019年4月	110.46	101.78	107.25
2019年5月	111.24	102.63	109.38
2019年6月	106.57	97.74	104.51

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（8月16日～9月15日）

日	曜	行	事
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火	予算策定検討特別委員会(10:30 大分県トラック会館)、総務・企画委員会(13:00 大分県トラック会館)	
21	水		
22	木	トラック重大事故対策セミナー(13:30 大分県トラック会館)	
23	金	県北ブロック 労働セミナー(13:30 宇佐市さんさん館)、全ト協 利用運送・積合せ部会(14:00 大阪市「太閤園」)	
24	土	運行管理者試験対策研修会(9:00 大分県トラック会館)	
25	日	運行管理者試験(13:00 別府ビーコンプラザ)	
26	月		
27	火	正副会長会(10:00 大分トラックステーション)、第2回臨時理事会(13:00 大分トラックステーション)	
28	水	整備管理者選任前研修(14:00 大分県教育会館)	
29	木	北九州北部5県適正化小規模グループ研修(13:30 武雄市「湯元荘」)	
30	金		
31	土		
9/1	日	大分県総合防災訓練(国東市)	
2	月	大分県交通安全県民大会(13:30 ホルトホール大分)	
3	火		
4	水		
5	木	九州・沖縄ブロック適正化事業担当部会長会議(13:30 福岡県トラック総合会館)	
6	金	全ト協 第43回ダンプトラック部会(15:00 ホテルグランディア京都)、青年部 研修会(13:00 大分県トラック会館)	
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木	全ト協 交通対策委員会(13:30 全日本トラック総合会館)	
13	金		
14	土		
15	日		

価格変更のお知らせ

令和元年10月1日より、帳票関係の販売価格を下記のとおり変更させていただきます。

	品名	単位	旧価格	新価格
1	運転日報（基本タイプ）	100枚	170	180
2	運転日報（応用タイプ）	100枚	320	330
3	乗務日報	100枚	270	280
4	日常点検記録簿（トラック用）	1冊	150	160
5	〃（トレーラー用）	1冊	150	160
6	点呼記録表（25名用・A様式）	100枚	600	620
7	点呼記録表（25名用・B様式）	100枚	600	620
8	点呼記録表（12名用・A様式）	100枚	350	360
9	点呼記録表（12名用・B様式）	100枚	350	360
10	点呼記録表 ファイル（12名用）	1個	1,300	1,330
11	点検整備記録簿（A 4判・2枚複写）	1冊	300	310
12	車両管理台帳綴（A 4判）	1冊	220	230
13	運転者台帳（労働者台帳）	50枚	500	510
14	運転者台帳（労働者台帳）索引	1枚	25	25
15	運転者台帳用ファイル（索引付）	1冊	800	820
16	運行管理者	1枚	50	60
17	整備管理者	1枚	50	60
18	運行管理規程	1冊	200	210
19	整備管理規程	1冊	150	160
20	タコチャート紙 M-7-120	1箱	600	620
21	〃 M-7-140	1箱	600	620
22	〃 L-7-120	1箱	600	620
23	〃 M-26-120	1箱	600	620
24	〃 M-26-140	1箱	600	620
25	ゼロ旗	1枚	1,500	1,530
26	安全旗	1枚	1,500	1,530
27	運送約款（掲示用）	1枚	108	110
28	運送約款（冊子）	1冊	162	165
29	運行指示書（輸送文研社）	1冊	480	490
30	〃（アルプス）	30枚	400	410
31	事業報告書	1枚	200	210
32	問題集	1冊	2,592	2,640



帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報 (基本タイプ)	1冊 (100枚)	170	
2	運転日報 (応用タイプ)	1冊 (100枚)	320	
3	乗務日報	1冊 (100枚)	270	
4	日常点検記録簿 (トラック用)	1冊	150	
5	〃 (トラクタ・トレーラー用)	1冊	150	
6	点呼記録 (12名・A様式:途中点呼あり)	1冊 (100枚)	350	
7	点呼記録 (12名・B様式:途中点呼なし)	1冊 (100枚)	350	
8	点呼記録 (25名・A様式:途中点呼あり)	1冊 (100枚)	600	
9	点呼記録 (25名・B様式:途中点呼なし)	1冊 (100枚)	600	
10	点呼記録 ファイル (12名用)	1個	1,300	
11	点呼記録 ファイル (25名用)	1個	1,800	
12	点検整備記録簿 (A 4判・2枚複写)	1冊	300	
13	車両管理台帳綴 (A 4判)	1冊	220	
14	運転者台帳 (労働者台帳)	50枚	500	
15	運転者台帳 (労働者台帳) 索引	1枚	25	
16	運転者台帳用ファイル (索引付)	1個	800	
17	運行管理者	1枚	50	
18	整備管理者	1枚	50	
19	事故報告書 (4枚複写)	1セット	200	
20	運行管理規程	1冊	200	
21	整備管理規程	1冊	150	
22	ゼロ旗 (大)	1枚	1,500	
23	安全旗 (大)	1枚	1,500	
24	運行指示書 (2枚複写)	30組	400	
25	〃 (2枚複写・30組)	1冊	480	
26	事業報告書	1冊	100	
27	タコチャート紙 M-7-120	1個	600	
28	M-7-140	1個	600	
29	L-7-120	1個	600	
30	M-26-120	1個	600	
31	M-26-140	1個	600	
32	標準貨物自動車運送約款 (掲示用)	1枚	108	
33	〃 (冊子)	1冊	162	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

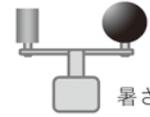
※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		<p>休憩！</p>
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ
- 水分、塩分を積極的に取りましょ**。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ
- 少しでも異常を認めたとときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょ**。



STOP! 熱中症

2019年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：2019年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 送風機能のある作業服 や クールベスト なども検討しましょう。 
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 
<input type="checkbox"/> 熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から 管理者を選任 し、事業場としての 管理体制を整え ましょう。 
<input type="checkbox"/> 緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）